

# 栃木市農業委員会総会議事録

令和8年7月23日

栃木市農業委員会事務局

# 栃 木 市 農 業 委 員 会 総 会

開催日時 令和8年7月23日（木） 午後3時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

## 出席委員

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 若色 昭松  | 2 五十畑 節子 | 3 石塚 一彦  | 4 泉田 裕美  |
| 5 小林真理子  | 6 大塚 幸八  | 7 糸井世志江  | 8 毛塚 登   |
| 9 青木 則夫  | 10 田谷 安久 | 11 田中 徹  | 12 野尻 真悟 |
| 13 生澤 良一 | 14 鈴木美智子 | 15 巻島 陽一 | 16 大谷 朗  |
| 17 早乙女とみ | 18 渡邊 昭男 | 19 中田 秀雄 | 20 田中 健一 |
| 21 縫村 啓子 |          |          |          |

欠席委員 なし

## 農業委員会事務局職員

|             |        |            |       |
|-------------|--------|------------|-------|
| 事務局長        | 金子 博文  | 次 長        | 高久 完治 |
| 次長補佐兼農委総務係長 | 松村 真理子 | 副主幹兼農委調整係長 | 田沼 篤  |
| 主 査         | 佐藤 紘輝  | 主 任        | 岡 剛伯  |
| 主 事         | 五十畑 博規 |            |       |

## 会議事件

|       |                                                   |
|-------|---------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                              |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                              |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                              |
| 議案第4号 | 非農地証明願について                                        |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について |
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について             |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について              |
| 報告第3号 | 農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について                     |
| 報告第4号 | 使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について                            |
| 報告第5号 | 現況確認願の報告について                                      |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>開会の宣言</b><br>事務局長        | <p>それでは、ただ今から、令和8年7月栃木市農業委員会総会を開会いたします。会長あいさつですが、若色会長にはこの後の議事の進行の中でお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いします。</p>                                                                        |
| <b>議事録署名<br/>委員指名</b><br>議長 | <p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                          |
| 議長                          | <p>それでは、議事録署名委員は、10番田谷安久委員、11番田中徹委員にお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                       |
| <b>会議書記指名</b><br>議長         | <p>日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤紘輝氏と岡剛伯氏を指名いたします。</p>                                                                                                                                                                            |
| <b>議 事</b><br>議長            | <p>それでは、日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                               |
| 佐藤主査                        | <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>このあと5条許可の際にもご説明しますが、営農型太陽光発電の転用申請が見送りになったため、関連する3条の賃借権設定及び区分地上権の設定についても見送りになりました。</p> <p>今回は7件の申請がありましたが、1番、2番、6番、7番を除いた3件についてご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>今月の申請は、所有権の移転が3件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。</p> |

3 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、主に都賀町家中で米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、西方町金井で酪農を営んでおり、農地では主にイタリアングラスやデントコーンを作付しています。申請地でも、イタリアングラスやデントコーンを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5 番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町富吉でゆずや栗、なす、じゃがいも等を作付しています。申請地では、なすとじゃがいもを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上3件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(縫村委員)

今回の北部調査委員長の21番縫村です。

今回は私と4番泉田委員、10番田谷委員の3名と事務局2名で、22日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が2件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長               | <p>ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                               |
| 南部調査委員長<br>(生澤委員) | <p>今回の南部調査委員長の13番生澤です。</p> <p>今回は私と8番毛塚委員、12番野尻委員の3名と事務局2名で、21日火曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。</p> <p>今回南部は、所有権移転の申請が1件ありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長               | <p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。<br/>(質疑なし)</p>                                                                                                                                                                                            |
| 議 長               | <p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、来月総会案件となった番号1番、2番、6番及び7番を除き、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。<br/>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                                  |
| 議 長               | <p>異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長               | <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                 |
| 岡主任               | <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、既に農業用機械置場として利用している農地を是正する転用です。地図は1ページです。</p> <p>事業計画者は都賀町家中を中心に米、麦、ねぎ等の野菜を生産している農業者です。</p> <p>申請地は農業用機械置場として利用しております。自己所有地を調査したところ、転用許可を取得せず農業用施設用地として利用し</p>                |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | <p>ていたことが判明しました。</p> <p>農地の区分は、農振農用地であります。農用地利用計画において指定された用途であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、申請地は用途区分変更がされております。なお、農地を農業用機械置場として利用してきたことについては、始末書が添付されております。</p> <p>取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p>                                                                                                                                                                                                                            |
| 五十畑主事             | <p>2番については、農家住宅敷地拡張の転用です。地図は2ページです。</p> <p>事業計画者は、兼業農家であり、平成10年3月に納屋を建築し、平成23年5月に車庫を建築しました。この度住宅の建て替えを計画したところ、農地に倉庫及び車庫が越境していることが判明しました。</p> <p>申請地は本来農地であり、住宅の建て替えに伴い既存建築物の越境状態を是正するため本申請に至りました。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、既存敷地の拡張のため許可基準に該当します。なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。</p> <p>新たな取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> <p>以上2件の申請については、他法令の許認可の見込み等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長               | <p>ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 北部調査委員長<br>(縫村委員) | <p>今回北部は、農業用施設用地の申請が1件ありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|                   |                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長               | ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。                                                                                                                                      |
| 南部調査委員長<br>(生澤委員) | <p>今回南部は、農家住宅敷地拡張の申請が1件ありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長               | <p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番について、6番大塚委員お願いします。</p>                                                                                               |
| 大塚委員              | <p>6番大塚です。</p> <p>1番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>                                                                                    |
| 議 長               | 番号2番について、5番小林委員お願いします。                                                                                                                                          |
| 小林委員              | <p>5番小林です。</p> <p>2番の案件ですが、農家住宅の敷地拡張ということで、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないと思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>                                                            |
| 議 長               | <p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>                                                                                         |
| 議 長               | <p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                           |
| 議 長               | 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。                                                                                                                            |
| 議 長               | 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。                                                                                                        |
| 岡主任               | 議案書の7ページをご覧ください。                                                                                                                                                |

今回は9件の申請がありましたが、営農型太陽光の4番と7番の案件については見送りとなったため、7件の申請となります。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

4番と7番が見送りとなった経緯につきましては先月総会にてご説明いたしました、山砂を入れる「砂置換工法」によって太陽光パネル支柱を設置しようとしたところ問題が生じたため、「砂置換工法」による施工を再検討する必要性が生じたことから見送ることとなりました。

1番については、駐車場敷地拡張の転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、泉川町にて約170戸の檀家を抱える宗教法人です。檀信徒の高齢化により徒歩より車で来る人の増加や安全に乗り降りできる駐車スペースの確保が必要となり、令和3年8月総会にて転用した従来の駐車場では手狭となってきたため、本申請に至りました。申請地は既存の敷地に隣接することから事業地として選定しました。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ではありますが、既存敷地の拡張であるため、許可基準に該当します。

取水排水は既存敷地の物を利用し、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番、3番については、貸資材置場兼貸駐車場への転用です。地図は4ページです。

2番、3番共に同一事業の案件ですが、2番については売買、3番については使用貸借となり、権利設定の違いにより別申請となっております。

事業計画者は、吹上町にて自営業の造園業を営んでおります。事業計画者は将来三代目の代表として会社を継ぐ予定であることから申請人となりました。現在自宅、庭、納屋を活用して、事業用の資材を管理している状態。また既存の資材置場へは大型車による資材の搬入ができない狭い河川沿いの道しかなく、資材の搬入に苦慮しており、本申請ではそれが解消できることから本申請に至りました。申請地は会社敷地及び既存の資材置場に近接することから事業地として選定しました。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ではありますが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください

い。

(写真説明)

#### 五十畑主事

5番については、一般住宅への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、市内の借家にて夫婦で生活をしておりますが、月々の家賃負担が大きく、母とも一緒に暮らすことになったため、自己用住宅を持ちたく、今回の申請に至りました。申請地は整形地で面積を十分に確保でき、現在のライフスタイルが大きく変わらないことから選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は農業用集落排水、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、太陽光発電設備への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は太陽光発電事業を営む法人です。日本が抱える電力事情により電力の自給率を高める動きが国策として進められております。申請者もその政策に従い事業を進めており、事業の安定化を図るため、太陽光発電事業の申請に至りました。

申請地は日照を阻害するものが周辺になく、パネルを配置するための広い面積を確保でき、隣接農地に影響を及ぼさずに工事ができることから事業地として選定しました。契約内容が土地ごとに地上権設定と売買に分かれております。この地上権とは、他人の所有する土地において工作物を所有するために、土地を使用する事が出来る物権で、賃借権よりも強い権利です。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、一般住宅への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、市内の借家にて二人で同居し生活をしておりますが、今後も二人で同居をし続けていくため自己用住宅を持ちたく申請に至りました。

申請地は整形地で日照も確保でき、また国道50号線、佐野藤岡IC、商業施設に近く利便性が良いため、選定しました。

農地の区分は、農地の広がり 1 0ha 以上の第 1 種農地ですが、土地の代替性が無く、集落に接続するため不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9 番については、一般住宅への転用です。地図は 10 ページです。

事業計画者は、市内のアパートに妻と居住しておりますが、現在のアパートでは手狭であり、今後のライフプランを想定した場合に自己用住宅を持ちたく申請に至りました。

申請地は十分な面積を確保できること。また、譲受人夫婦の通勤先が小山市と佐野市であり国道 50 号線へのアクセスが容易であるため利便性が良いことから選定しました。

農地の区分は、岩舟総合支所から 500m 以内の第 2 種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上 7 件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

なお、2 番、6 番の案件については面積が 30 アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(縫村委員)

今回北部は、駐車場への転用が 1 件、資材置場への転用が 2 件、合計 3 件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。

議 長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

|                   |                                                                                                                                                                              |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南部調査委員長<br>(生澤委員) | <p>今回南部は、一般住宅が3件、太陽光発電設備が1件、合計4件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長               | <p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番について、15番巻島委員お願いします。</p>                                                                                                           |
| 巻島委員              | <p>15番巻島です。</p> <p>1番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>                                                                                                |
| 議 長               | <p>番号2番、3番について、12番野尻委員お願いします。</p>                                                                                                                                            |
| 野尻委員              | <p>12番野尻です。</p> <p>2番、3番の案件ですが、現地を確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおり、問題ないと思われますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>                                                                               |
| 議 長               | <p>番号5番、6番について、13番生澤委員お願いします。</p>                                                                                                                                            |
| 生澤委員              | <p>13番生澤です。</p> <p>5番、6番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。何も問題ないと思われますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>                                                                                       |
| 議 長               | <p>番号8番について、16番大谷委員お願いします。</p>                                                                                                                                               |
| 大谷委員              | <p>16番大谷です。</p> <p>8番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないので、ご審議よろしく申し上げます。</p>                                                                                                 |
| 議 長               | <p>番号9番について、2番五十畑職務代理者お願いします。</p>                                                                                                                                            |
| 五十畑職代             | <p>2番五十畑です。</p> <p>9番の案件ですが、一般住宅への転用ということで、現地を確認し</p>                                                                                                                        |

|       |                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>てきました。事務局及び調査委員長の説明のとおり何も問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。</p>                                                                                        |
| 議 長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>                                                                                             |
| 田谷委員  | <p>10番田谷です。</p> <p>6番の案件ですが、譲渡される土地の中で太陽光発電設備に囲まれてる方がいますが、こういう場合同意書とかはいただいていますか。</p>                                                                 |
| 田沼副主幹 | <p>隣接同意書は、農地法上は法定書類ではありませんが、隣接する農地への営農に支障がないかというところでの同意として同意書を求めているため、太陽光発電設備に囲まれたところにお住いの方には同意書はいただいております。</p>                                      |
| 田谷委員  | <p>農地法としては、宅地の同意書は必要ないと理解しました。</p>                                                                                                                   |
| 生澤委員  | <p>13番生澤です。</p> <p>地元農業委員として代理人から聞いた内容を付け加えると、住宅の南側に農地を1筆残しており、その土地を残すことを条件に居住者の同意を得られていると話を伺いました。その1筆の農地も申請地に含めてしまうと住宅の四方を完全にパネルで囲まれてしまうからとのこと。</p> |
| 議 長   | <p>他に発言はございますか。</p> <p>(発言なし)</p>                                                                                                                    |
| 議 長   | <p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、来月の総会案件となった番号4番及び7番を除き、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                         |
| 議 長   | <p>異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>なお、番号2番及び6番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。</p>                   |
| 議 長   | <p>次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務</p>                                                                                                                |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 局より議案の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 岡主任   | <p>議案書の11ページをご覧ください。<br/>今回は5件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。</p> <p>1番については、地図は11ページです。<br/>申請地は1筆で、航空写真等により、平成15年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。<br/>(写真説明)</p> <p>2番については、地図は12ページです。<br/>申請地は1筆で、航空写真等により、平成16年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。<br/>(写真説明)</p> <p>3番については、地図は13ページです。<br/>申請地は1筆で、現況写真等により、山林化の様相を呈しており農地への復元が困難であることが確認できております。スクリーンをご覧ください。(写真説明)</p> |
| 五十畑主事 | <p>4番については、地図は14ページです。<br/>申請地は1筆で、現況写真等により、山林化の様相を呈しており農地への復元が困難であることが確認できております。スクリーンをご覧ください。<br/>(写真説明)</p> <p>5番については、地図は15ページです。<br/>申請地は1筆で、現況写真等により、山林化の様相を呈しており農地への復元が困難であることが確認できております。スクリーンをご覧ください。<br/>(写真説明)</p> <p>以上5件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われまふ。ご審議よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                           |
| 議長    | ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                   |                                                                                                                                                                                              |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | 果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。                                                                                                                                                                     |
| 北部調査委員長<br>(縫村委員) | <p>今回北部は、3件の申請がありました。</p> <p>2件は20年以上宅地として利用されてきたこと、1件は山林化していることを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長               | ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。                                                                                                                                                                  |
| 南部調査委員長<br>(生澤委員) | <p>今回南部は、2件の申請がありました。</p> <p>2件とも山林化していることを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>                       |
| 議 長               | <p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番について、20番田中健一委員をお願いします。</p>                                                                                                                        |
| 田中健一委員            | <p>20番田中です。</p> <p>1番の案件ですが、現地を確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>                                                                                                 |
| 議 長               | <p>番号2番について、1番若色より報告いたします。</p> <p>2番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり、特に問題もないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>                                                                                             |
| 議 長               | 番号3番について、14番鈴木委員をお願いします。                                                                                                                                                                     |
| 鈴木委員              | <p>14番鈴木です。</p> <p>3番の案件ですが、現地を確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>                                                                                                |

|      |                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長  | 番号4番について、7番糸井委員お願いします。                                                                                     |
| 糸井委員 | 7番糸井です。<br>4番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。                                      |
| 議 長  | 番号5番について、16番大谷委員お願いします。                                                                                    |
| 大谷委員 | 16番大谷です。<br>5番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われます。ご審議よろしくお願いします。                                        |
| 議 長  | ありがとうございました。<br>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。<br>(質疑なし)                                                    |
| 議 長  | 発言がないようですので、採決いたします。<br>議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。<br>(異議なしの声)                                     |
| 議 長  | 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。                                                                       |
| 議 長  | 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。<br>県農地中間管理機構に関する42件であります。事務局の説明は省略します。 |
| 議 長  | これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。<br>(質疑なし)                                                                  |
| 議 長  | 発言がないようですので、採決いたします。<br>議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。<br>(異議なしの声)                                     |

議長 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に日程第4、報告事項に入ります。  
報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

議長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和8年7月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時53分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員長 (若 色)

署名委員 (田 谷)

署名委員 (田 中)